

船舶事故調査報告書

平成29年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年6月15日 21時05分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高島北西岸沖 高島港北防波堤灯台から真方位313° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 11.2′ 東経129° 34.4′）
事故の概要	漁船我慢 ^{がまん} は、揚錨中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 我慢、14.00トン NS2-13549（漁船登録番号）、有限会社安栄水産 14.95m（Lr）×3.60m×1.38m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和59年12月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年7月14日 免許証交付日 平成25年8月23日 （平成31年3月3日まで有効） 甲板員 男性 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月22日 免許証交付日 平成24年9月3日 （平成30年4月21日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、まき網漁の目的で、高島北西岸沖の漁場に向けて佐世保市楠泊 ^{くすどまり} 漁港を出港した。 本船は、漁場に到着して左舷船首部から水深約30mの場所に重さ約130kgのストックアンカー型の錨を投入して錨泊した後、日没を待って右舷船首部から集魚灯を水中に投入し、漁を開始した。

	<p>船長は、魚が集まらなかったため、漁場を移動することとし、甲板員に集魚灯を揚収するよう指示した後、操舵室左舷側壁部に設置された揚錨用ローラの運転用操作レバーを操舵室左舷側で操作して毎分約30mの巻揚げ速度で揚錨を開始した。</p> <p>船長は、アンカーリングから約6mの錨索部に付けられた^よ繰り戻し金具が左舷船首部端に設けた投揚錨用のガイドローラ上に揚がってきたため、揚錨用ローラを一旦停止した後、巻揚げ速度を遅くして巻揚げを再開した。</p> <p>船長は、錨を巻き揚げていたところ、突然ガイドローラ付近でガタンという音がして錨索を巻き込むことができなくなったため、アンカーリングがガイドローラに引っ掛かったと思い、揚錨用ローラを停止した。</p> <p>本船は、船長が巻揚げ速度を上げて錨索を巻き込めば、アンカーリングが外れて錨を巻き揚げられると思い、毎分約30mの巻揚げ速度に揚錨用ローラの運転用操作レバーを操作したところ、錨が跳ね上がって船内に飛び込んで来た。</p> <p>甲板員は、前部甲板中央部で右舷側を向いて揚収した集魚灯の整理を行っている時、ガイドローラ付近でガタンという音がしたので左舷船首方を振り返ったところ、平成29年6月15日21時05分ごろ飛び込んで来た錨が頭部等に当たった。</p> <p>本船は、船長が揚錨用ローラを停止して甲板員の所へ行き、持っていたタオルで止血を行い、船長の家族及び甲板員の親族に本事故の発生を連絡した後、帰港した。</p> <p>甲板員は、帰港後、救急車で病院へ搬送され、全治1か月の頭蓋骨骨折、鼻骨骨折及び顔面裂傷と診断され、12日間入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 錨の状況及び甲板員の負傷する直前の姿勢(再現)、写真3 ガイドローラ付近の状況、写真4 揚錨用ローラの状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故後、錨、錨索(化学繊維製索、直径2.4mm)、ガイドローラ及び揚錨用ローラに異常を認めなかった。</p> <p>本船は、今までアンカーリングがガイドローラに引っ掛かるようなことはなかった。</p> <p>揚錨用ローラは、油圧駆動式であり、クラッチ^{かん}嵌合用操作レバーで揚錨用ローラのクラッチを嵌合させた後、運転用操作レバーを操作して巻き揚げ、停止及び巻出しの各動作並びに速度調整を行うようになっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、高島北西岸沖で揚錨作業中、アンカーリングがガイドローラなどに引っ掛かって錨索を巻き込むことができなくなった際、船長が揚錨用ローラの巻揚げ速度を上げて錨索を巻き込んだことから、アンカーリングがガイドローラなどから外れた勢いで錨が跳ね上がって付近にいた甲板員に当たり、甲板員が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、錨索を巻き込むことができなくなった際、巻揚げ速度を上げてより大きな張力をかければ、アンカーリングがガイドローラなどから外れて錨を巻き揚げられると思ったことから、巻揚げ速度を上げて錨索を巻き込んだものと考えられる。</p> <p>錨は、繊維製錨索に張力がかかった状態でアンカーリングがガイドローラなどから外れたことから、跳ね上がったものと考えられる。</p> <p>本船は、アンカーリングがガイドローラなどに引っ掛かった可能性があると考えられるが、錨索を巻き込むことができなくなった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、高島北西岸沖で揚錨作業中、アンカーリングがガイドローラなどに引っ掛かって錨索を巻き込むことができなくなった際、船長が揚錨用ローラの巻揚げ速度を上げて錨索を巻き込んだため、アンカーリングがガイドローラなどから外れた勢いで錨が跳ね上がって付近にいた甲板員に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚錨中に異常を生じた際には、揚錨機等を停止して原因を確認すること。 ・揚錨時には、緊張している錨索にみだりに近づかないこと。 ・揚錨作業などに従事する場合、必要な保護具を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

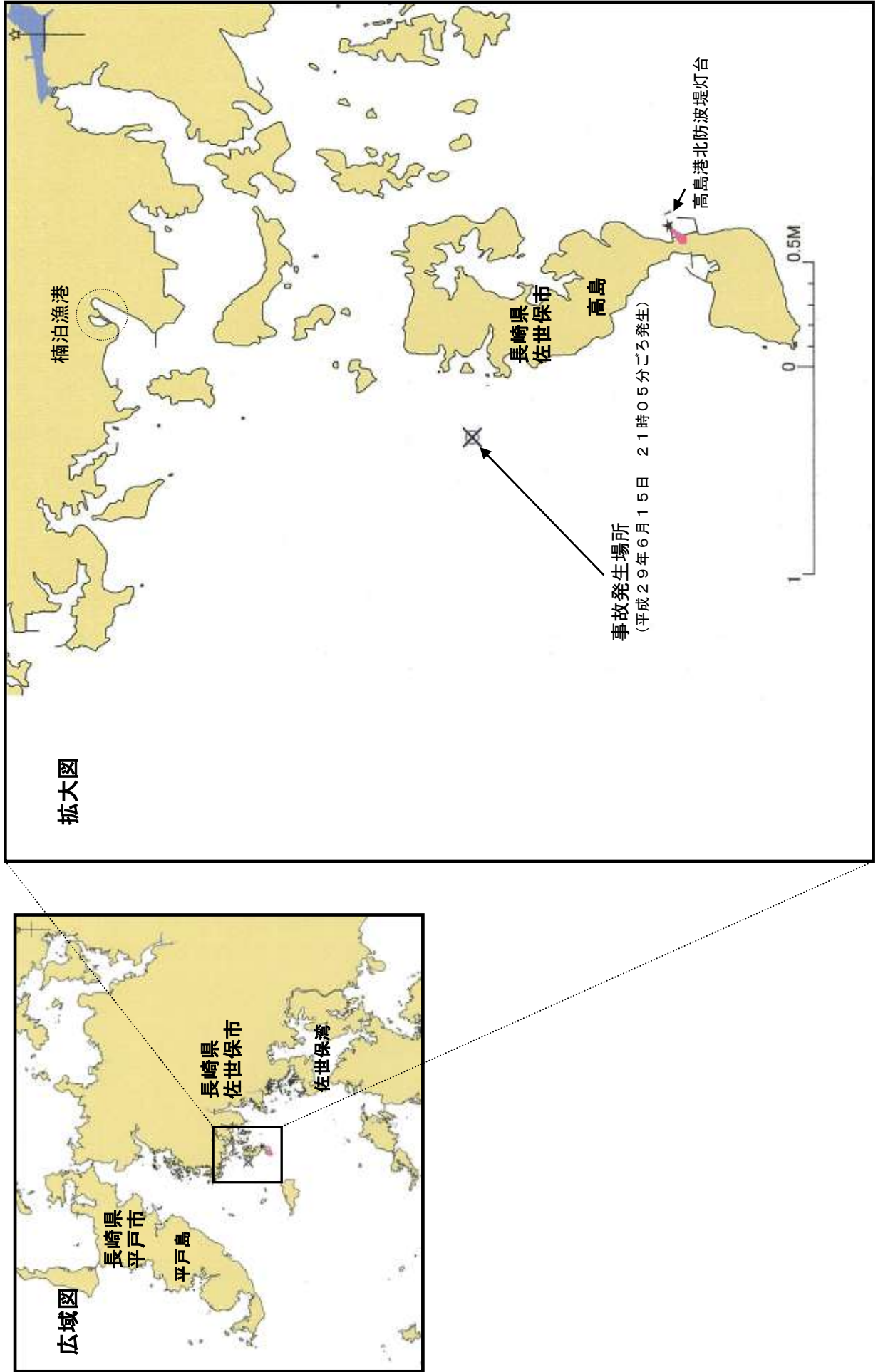


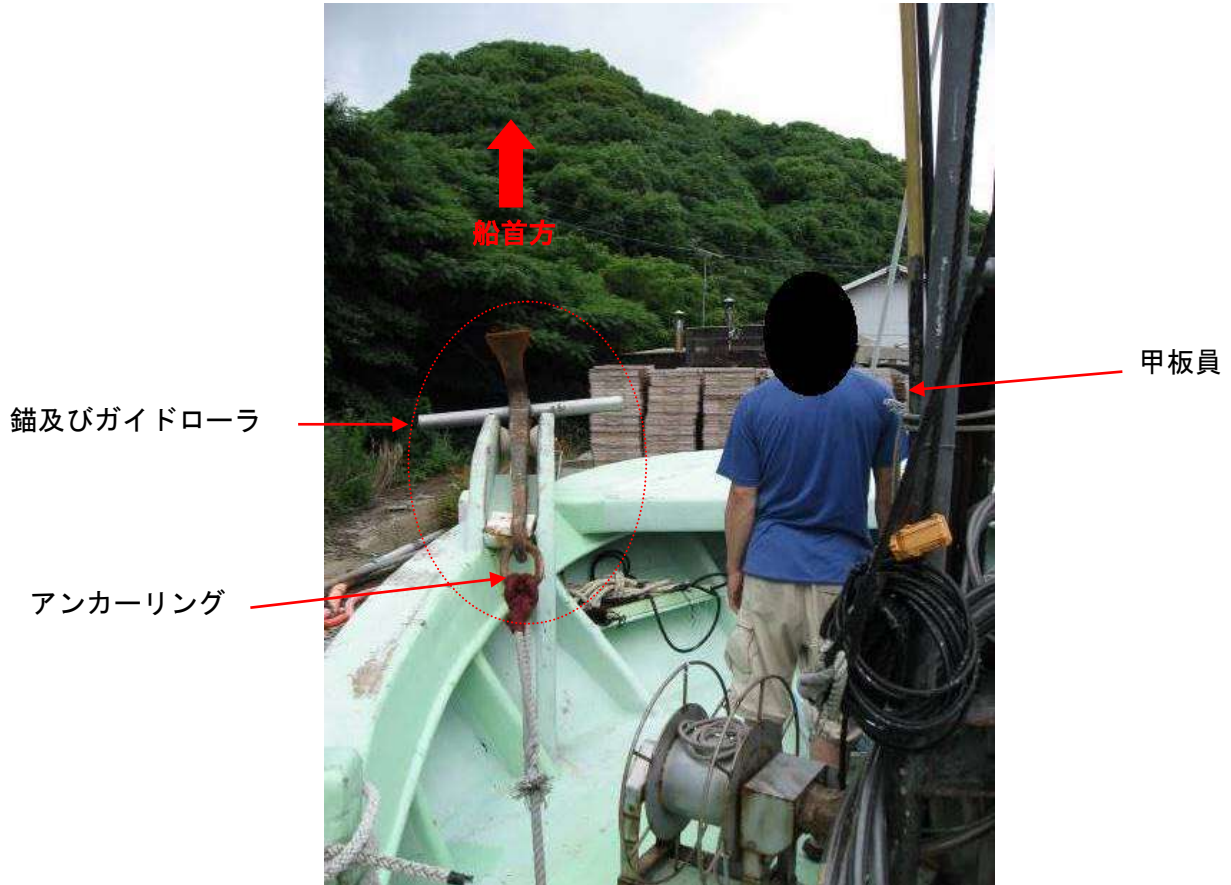
写真1 本船の状況



集魚灯投下場所

錨及びガイドローラ

写真2 錨の状況及び甲板員の負傷する直前の姿勢（再現）



船首方

錨及びガイドローラ

アンカーリング

甲板員

写真3 ガイドローラ付近の状況



錨

ガイドローラ

写真4 揚錨用ローラの状況



揚錨用ローラ

錨索

繰り戻し金具